

## 外国人労働者定着支援事業 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

石川県外国人労働者定着支援事業

### 2 目的

県内の外国人労働者数および外国人雇用事業所が年々増加する一方で、外国人労働者の雇用を希望する企業や雇用中の企業には、外国人労働者の受入のための知識やノウハウの不足から、採用や定着に課題を抱える企業も多い。

そのため、円滑な雇用及び職場定着が行えるよう、企業における外国人労働者の受け入れ態勢の整備および雇用後の職場定着に関する環境整備を支援し、県内企業における外国人労働者の確保につなげることを目的とする。

### 3 事業期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 外国人労働者の雇用に関するセミナーの開催

ア 県内事業者・監理団体・登録支援機関・商工会議所等を対象として、オンライン形式にてセミナーを行う

イ セミナーは年4回程度開催すること

ウ 1回あたりの参加企業の目標数は20者以上とする

エ テーマは、外国人労働者に関する制度改正や県内事業者のニーズを踏まえ、本事業の目的に寄与するテーマとし、県と協議の上、決定すること。

ただし、第一回のセミナーの内容は、(2)の支援事業の紹介および支援希望企業の募集につながる内容とすること。

テーマの例

○在留資格の制度の説明

○外国人材に関する最新の制度や現状

○採用・定着に関する留意点

○外国人材受入の事例紹介

○外国人雇用の流れ

○外国人とのコミュニケーションの取り方、わかりやすい日本語での指導方法

○生活面のサポートのあり方

オ セミナーの周知用のチラシを作成し、広報すること

カ 参加企業に対し、当日のセミナーの内容に関するアンケートを実施すること。

## (2) モデル企業への伴走支援

### ア 支援企業の募集

支援内容について県との協議により決定後、支援企業の募集を行うこと。

なお、企業からの申込受付および問い合わせ対応等は、受託者において行う。

### イ 支援対象

支援対象の企業は、下記のいずれかに該当し、かつ、石川県内に主たる事業所を有する事業者とし、5社以上支援すること。

○外国人労働者（技能実習生およびパート、アルバイトを除く。）を令和5年度に新たに雇用、または新たに雇用を予定（令和4年度以前からすでに外国人材を雇用している者で、令和5年度に新たな外国人材を雇用（予定）する者を含む。）する事業者

○現在、外国人労働者（技能実習生およびパート、アルバイトを除く。）を雇用しており、その雇用管理、定着に課題を抱える企業

また、支援企業の募集時期は県と受託者の協議の上決定し、支援は通年にわたって実施するものとする。

なお、支援企業の選定方法および選定は県と受託者で協議の上決定する。

### ウ 支援内容

- ① 外国人労働者の雇用・定着を支援するにあたって必要となる支援内容のメニュー及び支援企業数は提案事項とする。
- ② 本事業に応募してきた企業に対し、課題等のヒアリングを実施し、専門家派遣の必要性、内容等について検討する。
- ③ 上記②のヒアリングに当たって、専門家を派遣するに至らない課題を企業が有する場合にあっては、その場で適宜助言すること。
- ④ 支援企業の決定後、支援実施前に当該企業と支援メニューの内容を十分に打ち合わせること。
- ⑤ 専門家を派遣する費用（交通費含む）を除き、外国人材採用に係る行政手続をはじめ、行政手続等に係る経費、雇用契約等に伴う費用は支援企業が負担するものとする。

### エ 支援結果の取りまとめ

支援終了後、支援企業の許可を得て支援結果を取りまとめ、成果として広く他の企業にフィードバックできるような事例集等を作成し、県に提出すること。なお、事例集等はデータ納品とする。

### オ アンケートの実施、報告

支援終了後、支援企業へのアンケートを行い、結果を集計・分析し、事業の改善

点等を県に報告すること

カ その他

支援企業とのトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。

5 業務の報告

委託業務終了後速やかに、または県が指示する期日までに、実績報告書となる成果報告書及び経費報告書を提出すること。

6 その他

(1) 業務にあたり、内容等については県と協議のうえ実施すること

(2) 仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議して定めること。